設　　計　　書

市道伐開事業	課　長		課　長 補　佐		課　長 補　佐		係　長		審 査 者		設 計 者	

年　月　日	令和　8　年　10 月　日			工事概要	市道内田東つて川内線 延長 L＝300.0m 伐木工 1式 市道牛之浜本之牟礼線 延長 L=10.0m 伐木工 1式	
工事番号	第　号					
~~河川名~~ 路線名	市道 内田東つて川内線･牛之浜本之牟礼線					
施行位置	阿久根市 多田･大川 地内					
工事名	**令和8年度 市道伐開事業 内田東つて川内線外1線 道路伐木委託**					
工　期	60日間	施行方法	直営 ・ **請負**			
支出科目	年　度　8	会　計	款	項	目	節

	区　分	**金　額**	**摘　要**
	設　計　額	**円**	

其の他	市道内田東つて川内線及び牛之浜本之牟礼線の支障木伐採を行い、通行の安全と環境整備を図るものである。

費　　用	金　　額	備　　考
事　業　費	円	
工　事　費	円	
本　工　事　費	円	工事価格　　円　　消費税相当額　　円
附 帯 工 事 費		
測量 及 び 試験費		
用地費 及び 補償費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事　務　費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

本　工　事　内　訳　表

令和8年度 市道伐開事業 内田東つて川内線外1線 道路伐木委託

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
伐木工					
支障木伐採	1.0	式			第1号内訳書
直接工事費					
諸経費(単独経費) 対象額 率 30.00%					
委託価格					
消費税相当額 対象額 率 10.00%					
請負工事費計					

施　工　内　訳　表

第　1　号内訳表

名　称・規　格　など	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
25tRクレーン					
	2.0	日			見積
チェンソー					
	10.0	台			見積
作業員					
	18.0	人			見積
4tD(処分木 運搬)					
2台×3日	6.0	日			見積(油脂・保証料込)
0．2BHフォーククロー					
	12.0	日			見積(油脂・保証料込)
運搬費					
(0.2BHフォーククロー)	2.0	回			見積
油脂諸材料費					
	1.0	式			見積
木材破砕機					
(運転手込み)	4.0	日			見積(油脂・保証料込)
安全対策費					
道路誘導　設備等	1.0	式			見積
計	1.0	式			

採用単価一覧表

作業項目	規格	単位	採用単価(円)
10tRクレーン		日	56,000
チェンソー		台	2,850
作業員		人	17,000
4tD		日	43,000
0．2BHフォークロー		日	40,000
運搬費	フォーククロー 0.20BH	回	27,400
油脂諸材料費		式	77,000
木材破砕機(運転手込み)		日	96,000
安全対策費	道路誘導　設備等	式	150,000

特　記　仕　様　書

第１章　　総　　則

第１条　当該特記仕様書は、**阿久根市多田・大川地内**の**令和８年度 市道伐開事業 内田東つて川内線外１線 道路伐木委託**に適用する。

第２条　当該業務の数量は、設計書のとおりとする。

２　各路線における伐木範囲は路肩外側から地上高さ６ｍまでの高さを標準とする。

３　伐木作業中は交通に支障がきたさないように適切な対処に努めること。

第３条　発注者は、本業務における総括監督職員及び監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、受注者に通知するものとする。

２　監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、業務遂行に必要となる指示、承諾、協議等の権限を有するものとする。

３　監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後７日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第４条　当該特記仕様書及び設計書に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第５条　受託者は、施工計画、検査等のために経験のある技術者を選任すること。また、現場で作業を実施する期間中は、監督職員の指示を受けられるようにすること。

第２章　　業務の施工

第６条　伐木作業にあたっては、必要に応じて交通整理員等を配置し通行の安全確保に努めること。

第７条　伐木作業中は、セーフティーコーン等を設置し、前後に作業中の看板を設置すること。

第８条　伐木した際の木切れは、速やかに片付けて、道路上又は排水溝等に集積・散乱等のないようにすること。

第９条　~~高所作業車を用いる作業のため、当該作業に係る場所の状況、高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定めなければならない。~~

第１０条　~~高所作業車を用いて作業を行う際は、指揮者を定め作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。~~

第１１条　~~高所作業車の作業床上では、安全帯を使用すること。~~

第３章　　施工管理

第１２条　施工管理は下記のとおりとする

⑴　写真管理

着手前・作業完了（起終点・中間点）、作業状況及び安全管理等を撮影すること。

⑵　出来高管理

伐木処分に伴う、建設系廃棄物マニフェストは提出するものとする。

その他は提出不要とする。

第１３条　提出書類

受託者は、業務完了までに下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

⑴　施工計画書(作業計画)

⑵　道路使用許可証

⑶　写真管理資料

⑷　工程管理資料（月報含）

⑸　安全管理資料

⑹　建設系廃棄物マニュフェスト

⑺　建設業退職金共済組合掛金収納書

第４章　電子納品

~~本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和４年１月)」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。~~

~~【阿久根市ウェブサイト】~~

~~ホーム ＞ 市政情報 ＞ 施策・計画 ＞ 土木・建築・交通 ＞ 電子納品~~

~~ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各１部の計２部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。~~

※本工事は、提出書類が少ないことから、電子納品の対象外とする。

第５章　その他

第１４条　当該業務の前金払は行わないものとする。

第１５条　業務の詳細な範囲については、現地にて打合せを行うものとする。

令和８年度 市道伐開事業 内田東つて川内線外１線 道路伐木委託
位　置　図

S＝1:50, 000

